

ぶんきょうくしゅわげんごじょうれい

## 文京区手話言語条例

しゅわ て ゆび からだ うご およ かお ひょうじょう しかくてき

手話は、手、指、体の動き及び顔の表情などにより視覚的

ひょうげん げんご しょうがいしゃ けんり かん じょうやく

に表現する言語であり、障害者の権利に関する条約や

しょうがいしゃきほんほう しょうわよんじゅうごねんほうりつだいはちじゅうよんごう

障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）において

げんご いちづ しゅわげんご ひつよう もの

も言語として位置付けられる、手話言語を必要とする者にとって

せいかつ うえ ひつようふかけつ いしそつう しゅだん

生活する上で必要不可欠な意思疎通の手段である。

しゅわげんご かこ しょう せいやく れきし しゅわ

しかし、手話言語は、過去に使用が制約されてきた歴史があり、手話

げんご みと しゅわげんご かくとく

が言語として認められてこなかったことをはじめ、手話言語を獲得

できなかつたこと、手話言語により学習できなかつたこと、手話言語

しょう かんきょう せいび かくしゅう しょうわげんご

を使用しやすい環境が整備されてこなかったこと等により、これまで

しょう かんきょう せいび など

で手話言語を必要とする者は必要な知識や情報を得ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

文京区は、手話は言語であるという認識の下、手話言語に関する理解、手話言語の普及、手話言語の獲得及び習得、手話言語による学習並びに手話言語の使用を促進する環境の整備に取り組むことで、全ての人が支え合い、手話言語を必要とする者が安心して生活できる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、手話は言語であるという認識の下、手話

げんご かん きほんりねん さだ  
言語に関する基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明  
らかにするとともに、区くの施策しきくの基本的事項きほんてきじこうを定めることにより、  
手話言語しゅわげんごを必要ひつようとする者ものが安心あんしんして生活せいかつできる地域社会ちいきしやかいを  
実現じつげんすることを目的もくてきとする。

（定義）  
ていぎ

第一二条 だいにじよう じようれい  
この条例じようれいにおいて、次つぎの各号かくごうに掲げる用語かかの意義ようごは、  
それぞれ当該各号とうがいかくごうに定めるところさだによる。

一 いち しゅわげんご ひつよう もの  
手話言語しゅわげんごを必要ひつようとする者もの ろう者しや、難聴者なんちようしや、  
中途失聴者ちゆうとしつちようしや、盲ろう者等もうをいう。

二 に くみん く くいきない いか くない す ひと はたら  
区民くみん 区くの区域内くいきない（以下いか「区内くない」という。）に住む人す、働く

ひとおよび学まなぶ人ひとをいう。

三 さん 事業者じぎようしゃ 区内くないにおいて事業活動じぎようかつどうを行う法人おこなほうじんその他のた

だんたいまた こじん 団体又は個人をいう。

四 よん 障害者しょうがいしゃ 身体障害しんたいしょうがい、知的障害ちてきしょうがい、精神障害せいしんしょうがい (発達

しょうがい ふく 障害を含む。 ) その他の心身の機能の障害たしんしんきのうしょうがい (以下

しょうがい 「障害」という。) がある者であつて、障害及び社会的

障壁しょうへき (障害がある者にとつて日常生活又は社会

生活せいかつを営む上で障壁いとなうえとなるような社会における事物、

制度、慣行、観念その他一切のものをいう。) により継続的

に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける

じょうたい

状態にあるものをいう。

五 当事者団体 主として障害者及び障害者と日常生活

生活と共にする者等をもつて構成される団体をいう。

(基本理念)

第三条 手話言語に関する理解、手話言語の普及、手話言語の

獲得及び習得、手話言語による学習並びに手話言語の使用を

促進する環境の整備は、次に掲げる事項を基本理念として行

われなければならない。

一 手話言語を必要とする者は、手話言語を獲得する権利、手話言語で学ぶ権利、手話言語を学ぶ権利、手話言語を使う権利

および手話言語を守る権利を有し、これらの権利は、尊重されなければならないこと。

二 手話言語による意思疎通は、手話言語を必要とする者にとって円滑に行われなければならないこと。

三 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されなければならないこと。

### （区の責務）

第四条 区は、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係機関等と協力し、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、施策を推進するものとする。

くみん せきむ  
（区民の責務）

だいごじよう くみん きほんりねん たい りかい ふか く すいしん しさく  
第五条 区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策  
きようりよく つと  
に協力するよう努めるものとする。

じぎようしゃ せきむ  
（事業者の責務）

だいろくじよう じぎようしゃ きほんりねん たい りかい ふか く すいしん  
第六条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進す  
しさく きようりよく つと  
る施策に協力するよう努めるものとする。

じぎようしゃ じぎようかつどう きほんりねん もと しゅわ  
2 事業者は、その事業活動において、基本理念に基づき、手話  
げんご ひつよう もの しゅわげんご いしそつう えんかつ おこな  
言語を必要とする者が手話言語による意思疎通を円滑に行う  
つと  
ことができるよう努めるものとする。

しさく すいしん  
（施策の推進）

だいななじょう

## 第七条

区は、第四条に規定する責務を果たすため、次に掲げ

る施策を推進するものとする。

- 一 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関する

## 施策

- 二 手話言語を必要とする者が、必要な場面において、手話言語に

よる情報の取得及び利用並びに意思疎通を行うための

## 施策

- 三 手話通訳者の確保、養成及び資質向上のための施策

- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた

## 施策

2 区は、前項各号に掲げる施策の推進に当たり、障害者

基本法第十一條第三項に規定する市町村障害者計画

及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

るための法律（平成十七年法律第百二十三号）

第八十八條第一項に規定する市町村障害福祉計画と

の整合性を図るものとする。

3 区は、第一項各号に掲げる施策の推進、実施状況の点検

及び見直しを行うに当たり、当事者団体の要望を踏まえ必要

があるとき、当該団体から意見を聴取する機会を

設けるものとする。

(切れ目のない支援)

だいはちじよう

く

しゅつせいじ

せいちようだんかいたまた

ひつよう

第八条

区は、

出生時から

の

成長段階

又はその必要とする

だんかい

おう

しゅわげんご

ひつよう

もの

しゅわげんご

かくとく

段階に応じて、

手話言語を必要とする者が

手話言語を獲得し、

および習得し、

並びに

手話言語で

学習する

機会を確保するよう

努めるものとする。

つと

努めるものとする。

2

区は、

当事者団体と連携して、

手話言語を必要とする者及び

当該者と日常生活を共にする者に対し、

手話言語に関する

情報及び学習の機会を提供するとともに、

当該者と日常生活を共にする者に対し、

手話言語に関する

情報及び

学習の機会を

提供するとともに、

切れ目のない

支援を行うための相談体制等の環境を整備するよう努める

ものとする。

情報及び学習の機会を

提供するとともに、

切れ目のない

支援を行うための

相談体制等の

環境を整備するよう

努める

ものとする。

ものとする。

ものとする。

ものとする。

（福祉及び保健サービスにおける環境整備）

第九條 区は、福祉及び保健に係るサービスを提供する者が

行う、手話言語を必要とする者が手話言語を利用しやすい

環境を整備するための取組に対して、必要な施策を講ずるよ

う努めるものとする。

（災害時等における措置）

第十條 区は、災害その他の非常事態において、手話言語を

必要とする者が手話言語で必要な情報を取得し、意思疎通を

図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)  
い  
に  
ん

だいじゅういちじょう

第十一条

この条例の施行に  
かん  
ひつよう  
じこう  
は、  
くちよう  
さだ

める。

ふ  
そく  
付則

この条例は、  
れいわろくねんしがつ  
しごと  
ち  
しごと  
する。

令和六年四月一日から施行する。